



令和6年度 いじめ防止基本方針



大穂学園
つくば市立大曾根小学校

『大穂学園つくば市立大曾根小学校いじめ防止基本方針』

1 いじめの定義と基本的な考え方

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(平成 25 年 9 月 28 日施行いじめ防止対策推進法より)

上記の考えのもと、

全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立つ。また、全校児童が「いじめはしない・させない・見逃さない」と考え、学校生活を送ることができる。

ように「いじめ等防止基本方針」を定める。いじめの基本認識は、下記のとおりである。

【いじめの基本認識】

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

そして、いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む。）は以下の通りである。

1. いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
2. いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
3. いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
4. 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・子どもたちが一人一人の違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成できるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を

未然に防止する。

- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

○体験教育の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気付き、発見し、体得する。
- ・環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・『つくば市いじめ防止基本方針』の周知徹底を図る。
- ・授業参観、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

(2) 早期発見、早期解決 ～小さな変化に対する敏感な気付き～

○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの早期発見のため、学校生活アンケートを毎月実施する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくり（「先生、あのね」の活用）をする。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。（3年生以上での「チーム担任制」の実施）
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○自主学習ノートや連絡帳の活用

- ・自主学習ノートの記述（日記、メッセージ等）や健康管理アプリ「こころのチェック機能」、「先生、あのね」などから児童の変化に気づき、担任が児童・保護者と日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○いじめ実態調査アンケート（生活アンケート）の実施

- ・いじめの早期発見や悩みを抱える児童への意図的、計画的な関わりをねらいとし、実態調査を月初めに実施する。そのアンケートの実態に応じて教育相談を随時実施する。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間（6月・11月）を設け、担任がアンケートをもとに全児童を対象とした教育相談を実施する。

○思いやり集会の開催

- ・全児童に対し、いじめ問題の啓発をするため、児童会主催の集会を実施する。

(3) 早期の適切な対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制、方針決定

- ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童生徒に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

○関係機関との連携

- ・学校や教育委員会の対応だけでいじめの解決に至らないと判断した場合は、速やかに、警察、児童相談所、法務局等の関係機関と連携を図る。

- ・いじめに関わる児童が複数の学校に及ぶ場合は、学校間で連携し、対応する。

○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

(4) ネット上のいじめへの対応

○啓発・研修

- ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め講習会や授業にいかす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

○早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

○関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

3 いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) 校内『いじめ等防止対策委員会』の設置と定期的開催

- ・校内のいじめ等防止対策委員会の設置を行い、毎月1回開催する。また、いじめ等が発見された場合には臨時に開催し、早期対応にあたる。
- ・当委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭で構成する。

(2) 実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

(3) 相談体制やカウンセリング体制の充実

- ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。
- ・スクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制づくりを行う。
- ・カウンセリングマインド研修を実施し教師のカウンセリング技量の向上を図る。

(4) つくば市スクールソーシャルワーカー事業の活用

- ・経験豊富なスクールソーシャルワーカーをスーパーバイザーとして本校に派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の児童の問題行動の背景にある生活環境の調整及び改善を図る。

問題行動発生時の基本的な構え

- ① 問題行動への指導は、担任ひとりで抱え込まず、学年、学校全体であたる。そのため、日常的に情報交換を行い、授業中はもとより休み時間の児童の動きやトイレ等の環境に気を配りながら学年や全校が協働して児童理解に努める。
- ② 適切な指導は正確な情報収集があって初めてできるものである。複数の児童が関与している場合には複数の職員で、場所を変えて同時に個々に事実確認をする。また、問題行動に至った背景（人間関係・学業・家庭環境等）も把握し、本人に寄り添うとともに、なぜいけないのかを説諭し、許されないことは毅然とした態度で指導する。
- ③ 問題行動への指導は、児童が自分の生活を見つめ直し、新たな目標をもって新たなスタートを切る良い機会である。また、保護者に学校の思いを理解してもらう機会でもある。定期的に評価を入れながら今後のがんばりを応援していく立場で指導していく。
- ④ PTA 総会や学年・学級懇談等で、問題行動に対する学校の基本的な対応・姿勢を保護者に説明し、理解を得ておくようにする。
- ⑤ 十分な反省ができず、なかなか行動が改まらない場合は、保護者の協力のもと、関係機関と連携しながら指導に当たる。
- ⑥ 特別な支援が必要な児童をかけがえのない学級の一員だと位置づけ、支えられる学級づくりを担当自らが心がけていく。
- ⑦ 問題行動は、その場その場で的確な指導をし、指導のタイミングを失わないようにする。その日の問題はその日のうちに処理し、その日のうちに新たな方向を生み出すことを原則とする。保護者に対してもその日のうちに事実や指導の方向性を説明する。
- ⑧ 次の問題行動については、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任等に報告し、対策を協議する。他については、学年で連絡しながら指導して報告する。
 - ・人命や人権を著しく傷つける行為
 - ・触法行為
 - ・学校の秩序を乱す行為
 - ・他学年にまたがる行為
 - ・その他、著しく悪影響を及ぼすと考えられる行為
- ⑨ 問題行動が発生した場合、当事者への指導のみに終わらない。必要に応じて、緊急学年または全校集会を開き、周りの児童への指導も丁寧に行う。他の児童がマイナスの方向へ流れないように指導する。
- ⑩ 問題が発生した場合には、つくば市教育委員会学び推進課へ第一報を入れる。その後、担当指導主事と相談する中で、必要に応じて文書にて「事故報告書」を提出する。ただし、これは教頭が担当する。

5 いじめの重大事態への対処について

(1) いじめの重大事態の発生と調査

○重大事態の定義

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

○重大事態の発生報告

- ・学校は、重大事態が発生した場合、つくば市教育委員会を通じて教育長へ事態発生について報告する。

○調査

- ・学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。
- ・調査の主体は、学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合がある。

○調査を行うための組織

- ・重大事態が発生した場合は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- ・学校が調査の主体となる場合、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることとする。

○調査の実施

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2) 調査結果の提供及び報告

○いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ・これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮する、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

○調査結果の報告

- ・調査結果については、つくば市長に報告する。
- ・上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えてつくば市長に送付する。

6 いじめの重大事態への対処（フローチャート）

